

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

平成26年3月26日

教育委員会

1 改正の趣旨

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の改正に伴い、市立高等学校の授業料の徴収について定めるとともに、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格認定を受けた者の授業料の納付方法等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 授業料の納期限を毎月25日とする（第3条第1項関係）。
- (2) 就学支援金の受給資格認定の申請をした者については、当該申請をした日の属する月から当該申請に係る受給資格認定の通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予する（第3条第3項関係）。
- (3) 受給資格認定を受けた者は、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を、市長が受領した就学支援金の額を限度として納付することを要しないこととする（第3条第4項関係）。
- (4) 受給資格認定を受けることができなかった者等の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める（第3条第5項関係）。
- (5) 平成26年3月31日において現に在学する者（同日において他の高等学校等（法第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する者で、同年4月1日以後に第2学年以上に入学を許可されたものを含む。）に係る授業料については、なお従前の例による（改正附則第2項関係）。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 その他

就学支援金は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第3条第2項の規定により支給されない。

- (1) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者
- (3) 保護者等の市町村民税の所得割額が30万4,200円以上である者

高等学校等就学支援金について

あなたの意志や希望を応援します！

平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が変わります。

- 新制度では、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4200円（年収910万円程度）未満の世帯（※1）に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書をご提出いただくことが必要です。

なお、国公立問わず「市町村民税所得割額」が30万4200円以上の世帯では授業料をご負担いただくこととなります。

就学支援金の支給限度額は全日制は月額9,900円【公立の定時制高校は月額2,700円、通信制高校は月額520円、私立の定時制・通信制高校は月額9,900円】です。
単位制の場合は支給額が異なります。

- 「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生等の世帯の方には、就学支援金の加算があります。

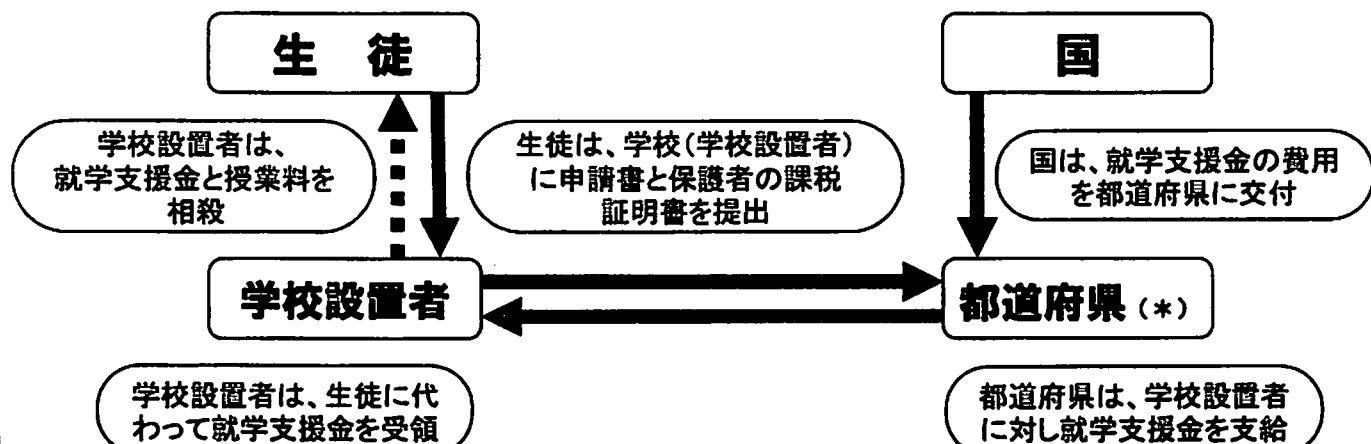
0円(非課税)(年収250万円未満程度)	2.5倍(全日制の場合24,750円/月)
～5万1300円未満(年収250～350万円程度)	2倍(全日制の場合19,800円/月)
～15万4500円未満(年収350～590万円程度)	1.5倍(全日制の場合14,850円/月)

- 新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成25年度までに高校等に在学されている方は、旧制度（※2）が適用されます。

※1 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安です。

※2 公立高校は授業料不徴収制度、私立高校等は就学支援金制度（全日制で年収250万円未満の世帯は月額19,800円、年収250～350万円の世帯は月額14,850円、年収350万円以上の世帯は月額9,900円が支給される制度）が適用されます。所得制限や、私立高校等の低所得者への就学支援金の加算を現行制度以上に拡充する部分は適用されません。

就学支援金支給の流れ



*都道府県立高校の場合は、学校設置者＝都道府県となります。また、国立高校の場合は、国から学校設置者へ直接支給されます。

高等学校等就学支援金制度 Q & A

Q1. これまでの制度とどこが変わるのですか？

これまで、公立高校と私立高校に通う生徒の間では教育費負担に大きな格差があることや、低所得者世帯では教育費負担が依然として大きいなどの課題がありました。新制度では、市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯には授業料をご負担いただくこととなりますが、私立高校に通う生徒について、就学支援金の加算をこれまで以上に拡充するなど、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるようになります。

Q2. 支援の対象はどのような人ですか？

これまでの不徴収制度や就学支援金制度の対象であった国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）や中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程等に加えて、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校の生徒も就学支援金の支給対象とする予定です。また、文部科学大臣に認定を受けている在外教育施設高等部の生徒への支援を別途行います。

ただし、以下の方は対象とはなりません。

- ・高校等を既に卒業した生徒や3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒
- ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生
- ・市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯の生徒

Q3. 就学支援金を受給するのにどのような手続きが必要ですか？

就学支援金の受給資格を得るため、申請書（学校を通じて配布されます）と、課税証明書（市区町村の窓口で発行されます）等の所得を証明する書類を提出することが必要です。平成26年度に入学される方は、原則4月に申請書等をご提出いただくこととなりますが、提出先は都道府県によって異なりますのでご注意ください。

Q4. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が支払う必要があります（学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合があります）。

Q5. 就学支援金以外に、高校段階の支援はどのようなものがありますか？

授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」制度を創設します。なお、都道府県の取り組みに対する国の補助事業とするため、都道府県によって制度内容が異なりますので、ご注意ください。

■都道府県等では、国による授業料支援としての「就学支援金制度」とは別に、収入に応じた独自の授業料減免制度を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載しています。

お問合せ先：文部科学省初等中等教育局高校修学支援室高校修学支援ホットライン（平日10:00～17:00）

電話 03-6734-3176 メール mushouka@mext.go.jp

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 就学支援金



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

新しい授業料制度について

岩手県教育委員会

法律の改正により

平成26年4月から公立高等学校授業料の不徴収制度が廃止され
新1年生から「高等学校等就学支援金」制度が導入されます。

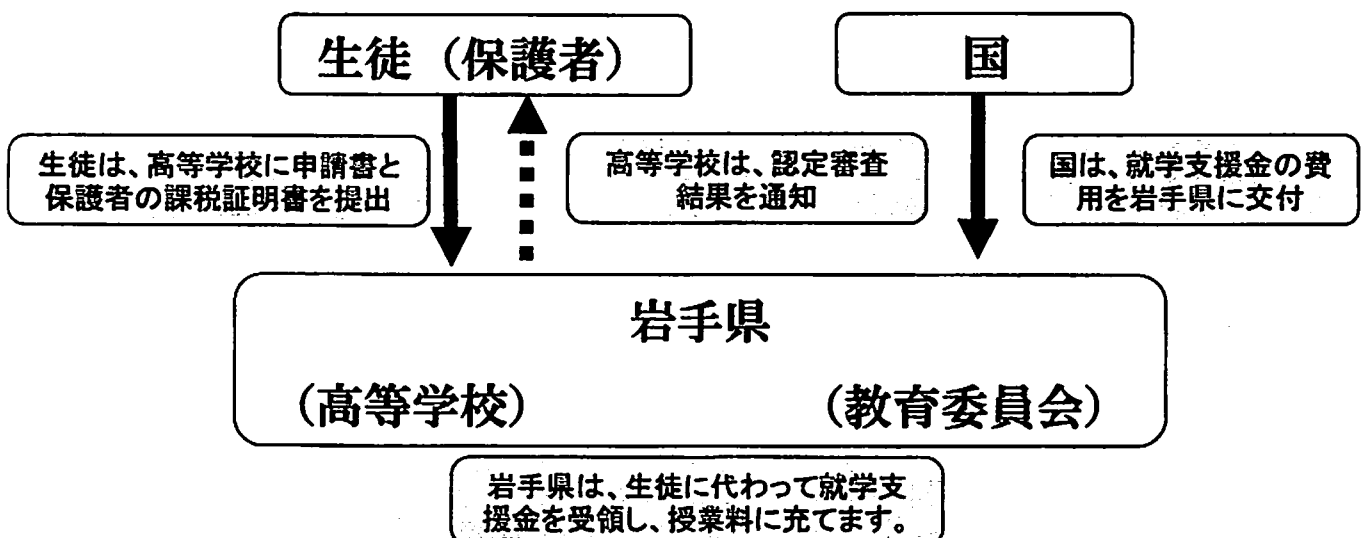
- ◎ 高等学校では、原則として授業料を納付することになります。
- ◎ 但し、一定収入未満の方は「就学支援金」の申請手続きを行うことにより、授業料等（授業料及び通信制受講料）の納付が不要となります。
 - ・ 一定収入＝「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満（年収910万円程度）
 - ・ 収入の確認は、保護者（父、母等）の合算になります。
 - ・ 申請手続きをしない場合は、授業料等を納付して頂くことになります。

授業料を納付して頂く場合は、諸会費等口座振替納付依頼書の口座から振替となります。
授業料の額は、全日制が月額9,900円、定時制が月額2,700円です。

- ◎ 就学支援金の申請は、次の書類を、入学手続きの日に入先高等学校に提出してください。
 - ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（別紙 様式第1号）
 - ② 課税証明書等（「2、添付書類について」参照）

※ 就学支援金制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成26年4月1日前から引き続き高校に在学している方は、従前の授業料不徴収制度が適用されます。
また、公立高等学校の就学支援金制度は、法律改正に基づきますので、平成26年4月から全国一斉に新制度がスタートします。

就学支援金事務の流れ



就学支援金の申請手続きについて

1. 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書の提出について

別添の様式第1号「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」により、申請の有無の確認及び認定事務を行いますので、全員提出してください。

就学支援金を申請する場合	別紙の「記入上の注意」を確認のうえ、申請書の各項目に従って記入漏れの無いように記載してください。
就学支援金を申請しない場合	所得超過である等の理由により就学支援金を申請しない場合は、生徒氏名欄に記載のうえ、その欄の下の余白に「申請しません」と記載してください。その後の各欄は記載不要です。

2. 添付書類について

就学支援金の支給要件（世帯の「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満（年収910万円程度）の世帯であること）を確認するため、申請書に下記の書類を添付して提出してください。
なお、就学支援金を申請しない方は添付書類の提出は不要です。

区 分	提出書類	
① 保護者がいる場合 ※②に該当する者を除く	保護者全員分の、右欄のいずれかの書類 ※保護者とは親権者（通常は父母）をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税証明書 納税通知書（写） 特別徴収税額の決定通知書（写） <p>【保護者の一方が控除対象配偶者の場合】 （例：父母のうち、母が無収入）等</p> <p>保護者全員の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満となることが明らかな場合は、控除対象配偶者の所得確認書類の添付は省略できます。</p> <p>※個別に確認をさせていただく場合があります。</p>
② 保護者がいない場合 ※下表に該当する場合	主として生徒の生計を維持している者又は生徒本人の、右欄のいずれかの書類 ・生徒の健康保険証等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税課税証明書 納税通知書（写） 特別徴収税額の決定通知書（写）

【注】「保護者」については、P4「就学支援金の認定における「保護者等」について」を参照してください。

※申請書裏面の【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当する場合

- ・児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っている
- ・児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っている
- ・法人である未成年後見人が選任されている
- ・民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみ公使すべきこととされた未成年後見人が選任されている
- ・その他、何らかの理由により保護者の所得に関する書類を提出できない
- ・生徒が成人に達している

3. 提出期限等について

申請書類は、提出用封筒に入れて、3月28日（金）に入学関係手続き書類と一緒に提出してください。

4. 今後の手続きについて

今回の申請では前々年の所得を確認し、4月から6月分の就学支援金の支給を判断します。
また、7月には改めて前年の所得を確認し、7月分以降の就学支援金の支給を判断します。